

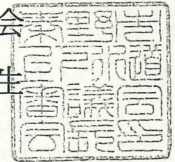


令和元年10月2日

秦野市長 高橋 昌和 様



秦野市上下水道審議会  
会長 茂庭 竹生



給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者  
の更新手数料の額について（答申）

令和元年8月29日付けF No. 9・1・0（甲）で、当審議会に諮問  
のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

## 1 給水装置工事手数料のあり方について

### (1) 給水装置工事手数料のあり方

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8  
パーセントの定率による算定方法（定率制）で徴収しています。

しかし、近年における給水装置工事の施工方法の多様化等によ  
り、指定給水装置工事事業者によって工事費が異なり、その結果  
同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担となっ  
ていない状況です。

また、県内では秦野市を除くすべての水道事業体で、細かい算  
定方法は異なるものの定額による算定方法（定額制）により徴収  
しており、広域的な観点からみると均衡が図られていない状況で  
す。さらに、平成29年7月から完成検査業務等を民間事業者  
に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の  
適正化を図る必要があります。

これらの課題を解消するためには、現行の定率制から定額制に  
変更し、その定額制における算出方法については、より公平性を  
確保するために工事内容に応じて算出する方法を採用することが  
妥当であると考えます。なお具体的な算出方法については、給水  
装置工事の内容に応じた審査・検査事務による人件費及び物件費  
を積み上げて算出し、すべての申請で共通する項目（基本料）に

配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）及び接続するメーターに係る項目（メーター加算）を必要に応じて加算する方法とし、その内容については、次の表のとおりとすることが妥当であると考えます。

【すべての申請で共通する項目（基本料）】

工事種別	手数料
給水装置工事手数料 （新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円
給水装置工事手数料 （撤去）	1件につき 3,300円

【配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）】

配水管又は給水管からの取出し管口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1本につき 5,000円
40mm	1本につき 9,000円
50mm	1本につき 10,500円
75mm以上	1本につき 14,500円

【接続するメーターに係る項目（メーター加算）】

接続メーター口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1個につき 4,400円
40mm	1個につき 10,000円
50mm	1個につき 12,100円
75mm以上	1個につき 15,100円

(2) 附帯意見

- ア 配水管から分岐して給水管を設ける給水装置工事について、適切に作業を行うことができる技能を有する者が施工していることの確認に努めていただきたい。
- イ 社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。

## 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について

### (1) 更新手数料の額

指定給水装置工事事業者制度については、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度で、秦野市水道事業給水条例で定めています。

この指定を受けた給水装置工事事業者の事業に関しては、休止、廃止等の実態が反映されずらく、所在確認が取れない事業者が存在しているなど、実態とのかい離が生じるなどの課題がありました。

こうした課題に対し、国においては、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、水道法の一部改正（平成30年12月12日公布）を行い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間を新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

この更新制導入に伴い、指定の更新に係る事務が生じることから、その事務に対する対価として、手数料を新たに秦野市水道事業給水条例に定める必要があります。

更新手数料の額については、公益社団法人日本水道協会が作成した「指定給水装置工事事業者への指定の更新制の導入におけるガイドライン」に準じて、人件費及び物件費の積み上げにより算出した更新手数料の額、秦野市が指定する下水道工事店の更新手数料の額及び県内の各水道事業体の更新手数料の検討状況を踏まえ、5,000円が妥当であると認めます。

### (2) 附帯意見

社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。